

品質方針

私は、検査事業を担当する執行責任者として、安全文化を醸成するための活動を含め検査事業を行うためのマネジメントシステムを確立し、維持し、実行する責任を有し、当該事業に従事する職員に、品質方針が理解されるよう教育する責任を有する。

検査業務室及び西日本支部は、多くの技術分野の集大成である発電分野で培われた豊富な経験に基づき、社会的責任を履行するためにコンプライアンスを遵守し、検査業務及び技術業務を顧客に提供し、発電設備等の品質の維持向上による安全の確保に寄与する。

私は、検査事業を行うにあたり、次の品質方針を設定する。

1. 発電設備の検査、技術評価、技術指導等で培われた豊富な経験と実績に基づき、原子炉等規制法、関係政省令、民間規格及び顧客仕様に適合する業務を提供する。
2. 第三者機関として、公平であり、信頼が得られるマネジメントシステムを確立、維持、実行し、高品質の業務を提供する。
3. 遂行する職務に応じた教育訓練を行い、専門的知識を有する検査要員を確保する。
4. 顧客とのコミュニケーションを確実にし、顧客ニーズの把握に努めるとともに、内部コミュニケーションの実行によりマネジメントシステムの改善に努める。
5. 守秘義務の重要性を認識し、業務上知り得た情報は厳重に管理する。

以上

2014年 4月 1日

一般財団法人発電設備技術検査協会

常務理事


戸根 孝義